

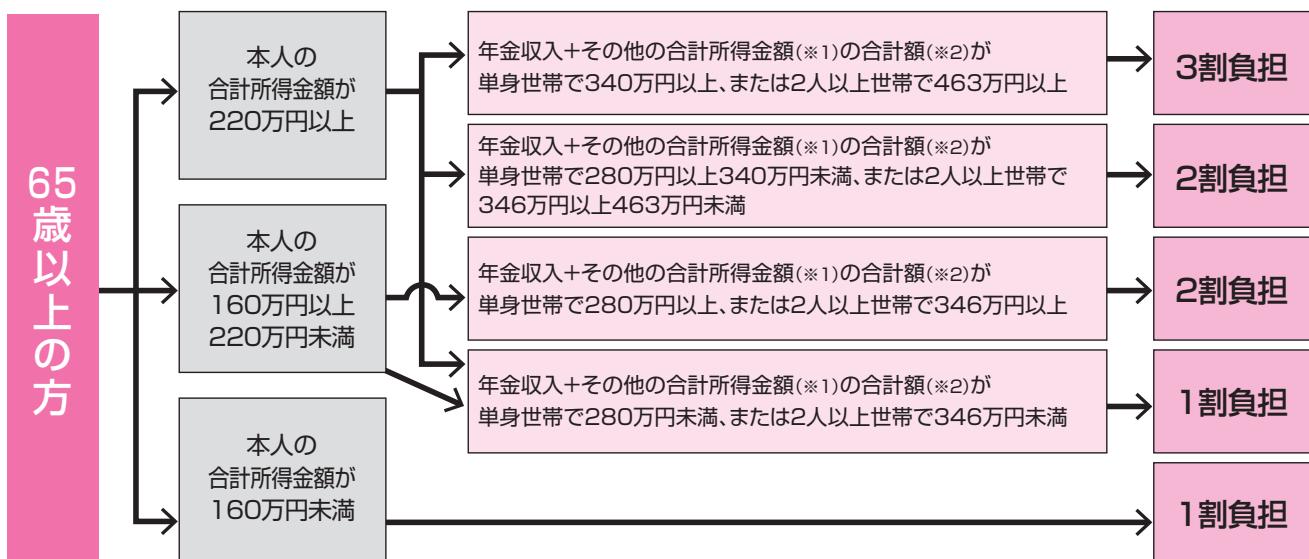
利用者負担割合

介護サービスを利用したときの自己負担割合は、本人の所得金額等に応じて1割、2割または3割です。

要支援者、要介護者、事業対象者全員に、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付いたします。介護サービスを利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業所に提示してください。

なお、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は下記にかかわらず1割負担です。

■利用者負担の判定の流れ



※1:「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額です。

※2:本人を含めた同一世帯に属する全ての第一号被保険者の年金収入金額及びその他の合計取得金額の合計額です。

合計所得金額 前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。土地・建物等の譲渡所得の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。令和3年度以降は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

●各サービスの費用については、めやすの費用を掲載しています。

利用者負担については、1割の場合を記載していますが、本人の所得金額等に応じて2割または3割となる場合があります。

サービスを提供する事業所やサービス内容により加算等が発生しますので、契約する際によく確認してください。

ケアプランの作成

ケアプランの作成のほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援します。

利用者負担はありません。

(全額を保険で給付します。)

(1か月あたり。要介護1～5はケアマネジャーの取り扱い件数が45件未満の場合。)

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント	サービス費用(10割)
事業対象者、要支援1・2 (地域包括支援センターが行う場合)	4,915円
要支援1・2 (指定介護予防支援事業者※が行う場合)	5,248円

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護事業者

居宅介護支援費	サービス費用(10割)
要介護1・2	12,076円
要介護3～5	15,690円